

○国立大学法人上越教育大学年俸制適用職員業績評価委員会要項

(平成27年6月17日学長裁定)

最終改正 令和元年9月11日

(設置)

第1条 国立大学法人上越教育大学に、国立大学法人上越教育大学年俸制Ⅰ型適用職員給与規程（平成27年規程第28号）及び国立大学法人上越教育大学年俸制Ⅱ型適用職員給与規程（令和元年規程第54号。）の適用を受ける職員（以下「年俸制適用職員」という。）の業績評価を行うため、国立大学法人上越教育大学年俸制適用職員業績評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 評価項目及び評価方法に関する事項
- (2) 評価結果案の作成に関する事項
- (3) その他業績評価に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長が指名した理事
- (2) 学長が指名した副学長
- (3) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第4条 前条第3号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、委員として委嘱された日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、学長が指名した理事をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(会議の招集及び議長)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第7条 委員会は、委員（出張を命じられた者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(報告)

第9条 委員会は、年俸制適用職員の評価結果案を書面により学長に報告するものとする。
(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。この場合において、当該各委員は、委員でなくなった後も、守秘義務を有するものとする。
(事務の処理)

第11条 委員会の事務は、総務課において処理する。
(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成27年6月17日から施行する。

附 則（令和元年9月11日）

この要項は、令和元年10月1日から施行する。